

除雪車両等作業用車両売払仕様書

1 売払物品について

- (1) 物品の名称、規格及び数量等
【別紙】売払い車両一覧のとおり 合計11台
- (2) 売払物品の状況
【別紙】売払い車両一覧の「程度／状況」欄記載のとおり

2 入札に参加できる者の要件

5に示す期日までに参加申込をした者で次の要件を満たす者

- (1) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されていること。
- (2) 事業所の所在地が大河原地域又は隣接する仙台地域に本店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (5) 本県の入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 売払いの条件

- (1) 入札条件について
売払い車両11台全てを一括で売り払うものであり、その合計金額を入札価格とする。
- (2) 売買代金の納入について
入札の結果、買受人に決定された者は、宮城県が発行する納入通知書により、契約締結の日から20日以内に、最寄りの金融機関で売買代金を一括納入する。
- (3) 違約金について
宮城県は、買受人が期日までに売買代金を納入しなかったときは、支払期日の翌日から支払日まで年3.0%割合で計算した違約金を買受人から徴収する。

- (4) 売払物品の引渡について

ア 引渡日時の決定

買受人は、売買代金の納入後直ちに9の担当者に連絡し、売払物品の引渡日時を調整するものとする。

なお、売払物品の搬出は、売買代金の納入日から30日以内に行うものとする。なお、これにより難しい場合は事前の申出により考慮する。

イ 引渡しの方法

引渡しは4に記載された場所において行う。買受人は、売払物品の引渡しを受ける際、当日立ち会う宮城県の担当者に売買代金の領収書（原本）を提示して確認を受け、当該担当者に別添の「物品受領書」を提出した上で、売払物品を搬出するものとする。

ウ 搬出に要する費用の負担

売払物品を搬出する際に必要となる資材費及び運送費など、搬出に要する費用の一切は、買受人が負担するものとする。

エ 売払物品は、現状引き渡しとする。売却後の不調、故障及び損傷等に関する一切の苦情は受け付けないこととする。

- (5) 売払物品に契約不適合があった場合の取扱いについて
買受人は、売払物品に契約不適合のあることを発見しても、売買代金の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。
- (6) 売払いの中止について
宮城県は、買受人が本仕様書に定める義務を履行しない場合は、売払いを中止することができるものとする。
- (7) 売買代金の返還について
(6)により売払いを中止した場合において、買受人が既に売買代金を納入しているときは、

宮城県は買受人が納入した売買代金を返還するものとする。なお、この返還金に利息は付さないものとする。

(8) 名義変更手続等について

ア 売払物品を解体等する場合は、引取後、直ちに抹消登録手続を行うものとする。完了後は、完了したことがわかるもの（登録事項証明書の写真等）を9の担当者に提出するものとする。なお、抹消登録に伴う還付金が発生する場合は、買受人が受領するものとする。

イ 売払物品に記載されている名称及びマーク等の表示は、買受人が抹消することとし、抹消後に確認できる写真を提出するものとする。

(9) 廃棄物の処理について

買受人が売払物品を部品・素材として使用することにより廃棄物が発生した場合は、買受人の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守の上、処理するものとする。

4 売払物品の確認について

売払物品については下記の日程で確認ができる。なお、希望する者は9の担当者に連絡の上、事前に担当者と確認日時の調整を行うものとする。

(1) 確認日時

令和8年10月21日（水）から令和8年10月23日（金）午前9時から午後4時までの間で指定された時間

(2) 確認場所

富谷市石積堂ヶ沢30（有限会社長沢工業 敷地内）

(3) 売払物品確認の際の注意事項

売払物品の確認に当たっては、確認場所における担当者の指示に従うこと。

5 一般競争入札参加資格審査について

入札への参加を希望する者は、下記により入札参加資格申請を行うこと。

(1) 受付期間

令和8年10月22日（木）から令和8年10月26日（月）

(2) 提出先

下記9の問い合わせ先と同じ

6 入札について

(1) 入札は書面により行う。

(2) 持参による場合は7の開札の日時まで開札場所へ提出するものとし、郵送による提出の場合は令和8年10月30日（金）午後5時までに9に示す場所まで必着のこと。

7 開札について

(1) 開札日時

令和8年11月2日（月）午後1時30分から行う

(2) 開札場所

宮城県大河原合同庁舎 中3階 入札室

8 その他

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、宮城県と買受人が協議して定めるものとする。

9 問合せ先

〒989-1243 柴田郡大河原町字南129番地の1

宮城県大河原土木事務所庶務担当（担当：加藤）